

鹿島市告示第 125 号

地方税第20条の2の規定による公示

令和8年度国民健康保険税決定（更正）通知書の送達を受けるべき者のうち下記のものについては、住所等が不明であるため送達できないので、地方税法第20条の2の規定により公示する。なお、保管中の納税通知書は、当該納税義務者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年10月13日

鹿島市長 松 尾 勝



記

宛名番号	納税義務者
776049	西 浩平